

○総務省令第八十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>徳川市特別所得控除 (兵庫県日本経済振興法) (徳川市条例第11条第2項)</p> <p>前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額</p>	<p>徳川市特別所得控除 (兵庫県日本経済振興法) (徳川市条例第11条第2項)</p> <p>前年分の所得税において平成21年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)の入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額</p>
<p>ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特別特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額</p> <p>①・② [略]</p>	<p>ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額</p> <p>①・② [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は法記号のみ。</p>	

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

(ニ) 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充ててゐるための支払を38万円以上受けている者

第十七号の二並びに第三号に「その旨」の旨を「(国外に居住する非居住者であり、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。)」と改め、同条に「(イ) 年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
(ロ) 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、障害者
(ニ) 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充ててゐるための支払を38万円以上受けている者」を記載し、特定配偶者(地方税法第四

5条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨(国外に居住する非居住者であり、12(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。)及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨」を「その旨を」の次に「記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に(退)と」を加へる。

附則
第二条 略

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項において「二号施行日」という。)から同条第四号に掲げる規定の施行の日(次項において「四号施行日」という。)の前日までの間における新規則第二条の三の三第十一項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額(第二号及び第三号において「扶養控除額」という。)」と、「第二条の二第五項」とあるのは「第二条の二第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第二条の規定による改正後の地方税法」とする。

6 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則(次項において「二号新規則」という。)(第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第十七号の二並びに第三号に「個人番号」の旨を記載し、特定配偶者(地方税法第四5条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨」を「その旨を」の次に「記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に(退)と」を加へる。

附則

第二条 略

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項、第六項及び第七項において「二号施行日」という。)から同条第四号に掲げる規定の施行の日(次項において「四号施行日」という。)の前日までの間における新規則第二条の三の三第十一項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額(第二号及び第三号において「扶養控除額」という。)」と、「第二条の二第五項」とあるのは「第二条の二第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正後の地方税法」とする。

6 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則(次項において「二号新規則」という。)(第十七号様式別表は、二号施行日以後に法第三百七条の六第一項又は第三項の規定により提出するこれらの規定に規定する給与支払報告書について適用し、二号施行日前にこれらの規定により提出したこれらの規定に規定する給与支払報告書については、なお従前の例による。

7 二号新規則第十七号の二様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

7 二号新規則第十七号の二様式別表は、二号施行日以後に法第三百十七条の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、二号施行日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則第三号様式別表裏面は、令和五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。